

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との第15回共同会議の概要

ASBJ 研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2012年4月2日に、東京で第15回目の共同会議を行った。ASBJからは西川委員長、加藤副委員長、新井副委員

長、都委員、野村委員とスタッフ等、IASBからは Hoogervorst 議長、鶯地理事、Cooper 理事、Upton デイレクター及びスタッフ2名が参加した。

以下、第15回共同会議の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

II 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
4月2日 午前	ASBJ/IASB アップデート	<ul style="list-style-type: none">日本における国際財務報告基準（IFRS）に関する検討状況IASBにおけるプロジェクトの進捗状況
	アジェンダ・コンサルテーション	<ul style="list-style-type: none">ASBJのコメントレターにおける提案項目（(a)その他の包括利益（OCI）とリサイクリング、(b)公正価値測定範囲、(c)開発費の資産計上、(d)のれんの非償却）について
	解釈問題	<ul style="list-style-type: none">IFRS 解釈指針委員会の提供する View の性格各国特有の問題への対応
午後	リース	<ul style="list-style-type: none">原資産アプローチ及び利息償却アプローチ
	金融商品 (減損)	<ul style="list-style-type: none">バケット1からバケット2への移転時期信用の質が悪い状態で購入により取得した貸出金に対する適用
	金融商品 (マクロヘッジ会計)	<ul style="list-style-type: none">Net valuation アプローチ
	収益認識	<ul style="list-style-type: none">一定期間にわたり充足される履行義務の要件開示

III 議事概要

1. ASBJ/IASB アップデート

冒頭、ASBJの西川委員長より、IFRSに関する日本国内でのこれまでの状況の推移が、企業会計審議会における最新の議論の内容も踏まえて説明された。この中で、日本の関係者が米国をはじめ諸外国の動向に注目していることについても、本年2月に企業会計審議会が報告をした海外調査の件等を交えながら伝えられ、意見交換が行われた。

また、ASBJから、今年10月東京に開設される予定のIFRS財団のアジア・オセアニア地区におけるサテライトオフィスに関してその活動への期待が述べられるとともに、今後もASBJとしてIASBとの間での共同会議をはじめとした両組織間の協調関係を維持した上で、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)や会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)といった多国間の枠組みを通じた協力も一層促進していきたい旨が伝えられた。これに対し、IASBのHoogervorst議長からは、多国間での協議も有効である可能性が高く、そうしたネットワークの構築を検討しており、ここでは会計基準設定主体の役割が一層重要になるとの見解が示された。

これに加え、Hoogervorst議長からは、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)とのMoUプロジェクトのうち残りの3項目(収益認識、リース、金融商品)及び保険契約の説明があり、全体としては進捗を遂げているとの認識が示された。

また、このセッションではIASBが現在進めている、IFRS第9号「金融商品」の限定的修正のプロジェクト等についても意見交換が行われた。

2. アジェンダ・コンサルテーション

IASBは、2011年7月に、IASBの将来の作業計画の戦略的方向性について幅広く意見を求めることを目的として、「アジェンダ協議2011—意見募集」を公表している。この意見募集について、ASBJから、ASBJが2011年11月に提出したコメントを踏まえた見解の説明がなされ、意見交換が行われた。

(1) 総論

ASBJから、一般論として、静止期間(period of calm)における基準等のメンテナンスに力を注ぐことに同意する旨が述べられた。このセッションでは、具体的なアジェンダ候補としての提案項目である4点((a)その他の包括利益(OCI)とリサイクリング、(b)公正価値測定範囲、(c)開発費の資産計上、(d)のれんの非償却)について議論をしたいとして、項目ごとに意見交換を行った((2)以下参照)。

IASB側からは、全般的なコメントとして、静止期間を置くことができるとは思えないこと、ASBJと同様の要望リストを持っている関係者もあり、アジェンダを限定することが難しいこと、業績報告、OCI、測定、概念フレームワークといった世界的に共通の要望のある問題については対応したいことが述べられた。また、概念フレームワークの改訂について、関係者は長期間要することを懸念しているが、これを議長の最初の任期で完了させていくとの目標の下、速やかに準備していく必要性が述べられた。

(2) 各アジェンダ項目に関する論点

各論点に関して、次のような意見交換が行われた。

(a) OCIとリサイクリング

- 非常に関心が寄せられている項目であり、新アジェンダに取り上げられると確信してい

る。議論は概念フレームワーク・プロジェクトで行うことが適切と考えているが、長期にわたる可能性があるため、短期プロジェクトの開始も要請したい。(ASBJ)

- この問題は、測定の問題と影響し合っており、個別の基準と概念フレームワークを反復的・並行的に考える必要がある。リサイクリングについては、簡単に利益操作に利用できることを懸念しており、財務報告の表示を変更せずに解決することは難しい。(IASB)
- OCI とリサイクリングは、最も重要で解決しなければならない問題である。この問題を短期的に解決するのは難しいのではないか。リサイクリングの有無は各基準での OCI の使用理由に基づいている。業績をもっと広く捉えて、その中で OCI とリサイクリングの解決策を考える必要がある。(IASB)
- 業績をどのようにみるのか、将来キャッシュ・フローの見積りに当たり、サステナブルな利益は何かを議論していく必要がある。純利益だけでなく、営業利益などいくつかの利益指標について詰めていく必要がある。OCI のリサイクリングは、利益操作とも関わるので、必要性について意見が分かるところだが、売却による実現も 1 つの情報である。(ASBJ)
- 実現も 1 つの情報であるが、これが利益を平準化させるために幅広く行われている実務であるとの意見も聞いている。この場合、数年にわたっての利益を研究するのは容易でなくなるし、企業の業績についてよい情報を提供することにはなっていない。(IASB)

(b) 公正価値測定の範囲

- どのような場合において公正価値を用いるかについて、基準間の整合性が欠如しており、

測定に関する横断的な論点として概念的な検討を行うことが望ましい。また、非上場株式の公正価値評価が IFRS 第 9 号で求められているが、我が国の多くの市場関係者は、実務上、適用が困難と指摘している。(ASBJ)

- IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関して、教育文書により非上場株式の公正価値測定に関するガイダンスを設け、評価そのものの問題を扱うことを考えている。関係者から、どのインプットを選ぶべきか、どの評価技法を選択すべきかなどの疑問の声が寄せられたためである。実務上の論点には、多数の投資や外部鑑定に絡む問題があるが、それらに関しては教育文書では対応しようとしていない。(IASB)

(c) 開発費の資産計上、(d) のれんの非償却¹

- この 2 項目について、適用後レビューの実施を求める。適用後レビューを通じて、改訂のニーズがあることが分かると思う。もし、適用後レビューで取り上げることが難しいのであれば、新たなアジェンダ候補としてのニーズを示すために、どのような調査や手法が考えられるか。(ASBJ)
- 適用後レビューの範囲がここ数年で適用されている新基準を対象にしているからといって、過去に誤った基準が出ているときに、それを見直すことが禁止される訳ではない。ただし、厳しく選択する必要はある。基準に望ましくない要素があることがエビデンスで示せば、見直しの主張もより説得的となる。(IASB)
- ASBJ の調査では、IAS 第 38 号「無形資産」の 6 つの指標で開発費の資産計上を判断する規定について、企業間の適用に不整合の可能性を示唆し、適用後レビューで精査すべきポ

1 開発費の資産計上に関して、ASBJ は、IFRS 採用企業の年次報告書を利用した開発費の資産化に関する調査を実施し、2012 年 3 月の IFASS 会議において調査結果を報告している。詳細については、特別企画「ASBJ からの海外に向けた意見発信」の「IFRS における開発費に関する調査」(102 頁)を参照ください。

イントを特定している。開発費を適用後レビューの対象とすべきかの検討に当たり、この点も参考にしてもらいたい。(ASBJ)

3. 解釈問題

今回の会議では、日本において、2月の企業会計審議会で「原則主義のもたらす影響について」が議論され、この点が日本においてIFRSを適用する上での重要な問題となっていること、また、IASBにおいて、2月及び3月のIASB ボード会議で、IFRS 解釈指針委員会に関する議論がされていることから、次の2点に関して意見交換を行った。

- 2月のIASB ボード会議で、今後、強制力のない見解 (View) を提供することが議論されているが、その具体的な内容やイメージはどのようなものか (IFRS 解釈指針委員会の提供する View の性格)。
- 3月のIASB ボード会議で、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ要件の変更が提案されているが、これにより、IFRS 解釈指針委員会は、今後、地域特有の問題へ対応することになるのか、また、各国の設定主体は、地域特有の問題へはどのように関わるのか (各国特有の問題への対応)。

(1) IFRS 解釈指針委員会の提供する View の性格

IFRS 解釈指針委員会の議長である Upton 氏からは、次のような発言があった。

- 原則主義との調和を図る上で、強制力を有さない View の提供は、費用対効果の問題として捉え、効率性の観点から、IFRS 解釈指針委員会が提供できる様々なツールの中から、どの方法が最適かを検討し活用する必要がある。

ASBJ からは、解釈の強制力の有無をどのように切り分けるかについて質問し、これに対し

ては、Upton 氏の個人的見解との断り付きで、現在開発中の公正価値測定の教育文書を例として、次のような発言があった。

- コストが最小となる解決法を利用すべきである。正式な解釈指針の公表や基準の改訂と比較して、教育文書の公表や明確な Rejection Notice で解決するならば、最も低コストとなる。公正価値測定の教育文書を、もし仮に、これを強制力のあるものとするならば、あと3年はかかるが、教育文書として、数か月で公表できるようであれば、その方が効率的である。

(2) 各国特有の問題への対応

Upton 氏より、今後は、IFRS 解釈指針委員会として、各国特有の問題への対応を行うことになるとした上で、次のような発言があった。

- 最近、インドネシアの土地の使用権について、IFRS 解釈指針委員会で議論したが、これはその国特有の問題であり、IFRS 解釈指針委員会単独で検討することは不可能であるため、インドネシアの設定主体から様々なインプットを得た。IFRS 解釈指針委員会で検討する際には、各国の設定主体の協力は必要不可欠である。リクエストの大半は、各国の設定主体からのものであり、既に各国の設定主体の関与とサポートがされている。

ASBJ からは、地域特有の解釈及び適用上の問題については、設定主体あるいは地域グループに権限委譲する方法も考え得るのではないかという質問がされたが、これに対し、同氏は次のように発言した。

- 現在でも、何らかの問題がある場合には、各国の設定主体に、電子メールで、各国で同様の問題があるか、実務で多様性があるかについて問合せをしており、このやり方が効率的である。また、解釈指針の公表や基準改訂といった正式なプロセスをとる場合は、各地域

グループにもコメントの機会が与えられており、実際に有益なフィードバックを得ている。

また、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ要件の変更の提案（The issue is significant to those entities that it affects の追加）と、現行のアジェンダ要件と提案の違いに関する質問に対しては、Upton 氏より次の回答があった。

- インドネシアの土地の問題などにみられるように、限られた地域の問題であるが、それらについても重要性があるものについては、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダとして取り上げたいという考えから、より幅広くアジェンダとして取り上げることができるようにアジェンダ要件の変更を提案した。

4. リース

IASB は、FASB と共同で、2011 年 1 月以降、リースに関する公開草案に対する再審議を行っており、借手については単一の使用権モデル、貸手については投資不動産のリースと短期リースの例外を除き「債権・残存資産アプローチ」を適用して会計処理することが暫定決定されている。

当該暫定決定に関して市場関係者から寄せられた懸念を踏まえて、2012 年 2 月に IASB と FASB は借手の会計モデルについて再度審議を行い、それまでの暫定決定とは異なる以下の費用認識パターンについて検討している。

- 原資産アプローチ（使用権資産を 2 つの要素に分けて、リース期間中に借手が費消すると見込まれる部分は他の有形固定資産等と同様の方法で償却し、残りの部分はリース終了時の予想残価まで割引の戻しを行う。）
- 利息償却アプローチ（使用権資産の償却を原資産の使用から将来の経済的便益の現在価値を反映するように行う。）

今回の会議では、この原資産アプローチ及び

利息償却アプローチに関する ASBJ の見解と ASBJ が提案する代替的アプローチが紹介され、意見交換が行われた。

(1) 原資産アプローチ及び利息償却アプローチ

ASBJ 側から、原資産アプローチについては、以下のような多くの懸念があることを伝え、慎重な検討を望むとの意見が述べられた。

- このアプローチは原資産に焦点を当てた考え方であり、これまで議論してきた使用権の概念から少し逸れた考え方ではないか。
- 必ずしも定額の費用認識となる訳ではないため、市場関係者の懸念を根本的には解決できていない。
- このアプローチを適用するために借手はリース開始時の原資産の公正価値若しくはリース満了時の残存資産の価値を見積る必要があると考えられるが、借手がこのような情報を入力するのは実務上難しいと考えられる。
- 会計処理が複雑すぎて、適用が困難ではないか。

また、利息償却アプローチについても、結果として定額の費用認識パターンを実現できる等の長所はあり、また、リース契約上の権利と義務の関係についての考え方など、一部支持できる面はあるものの、依然として以下のような懸念があることを伝えた。

- 逡増する償却費の計上パターンを正当化するのが難しい。
- 有形固定資産や無形資産の会計処理と整合性がとれない。

IASB 側からは、原資産アプローチによれば様々な種類のリースを複数ではなく単一のモデルで表現可能であり、一部のリース契約については前荷重（front loaded）の費用認識となる現行の暫定決定による会計処理は適切でないとする懸念に対応可能である。また、運用上の困難性があることは認識しているが、このアプ

ローチはIASBの作成者出身の理事からも支持があったとの説明がされた。ただし、指摘された懸念は多くの市場関係者の懸念とも一致すると考えられるため、アウトリーチを実施して意見を聞いていきたいとの説明があった。また、利息償却アプローチについては、遁増する償却費のパターンは、多くの関係者にとって直観に反するものであり、受け入れが困難なのではないかとの意見があった。

(2) ASBJ が提案する代替的アプローチ

ASBJ 側から、借手の会計処理モデルに関する以下の代替的アプローチが紹介され、意見交換が行われた。

- このプロジェクトの主たる目的は、リース契約から生じる借手の債務を適切に貸借対照表に表示することである。また、借手のリース取引は様々で、取引量が非常に多くなる場合もあり、借手の会計処理は、できるだけ単純で、理解が容易なモデルでないと広範な支持は得られない。
- 様々な種類の契約が広範な局面で利用されているリースを単一のモデルですべてを表現するのは限界があり、何らかの切り分けが必要である。切り分けを行う際には、借手と貸手の会計処理の整合性に留意し、リースの経済的実質に応じ、特に、残存資産のリスクに着目して考えるべきである。
- 残存資産のリスクの程度に応じ、実質的に資産を割賦取得する取引なのか、期間にわたって資産の便益を享受する取引なのかで分けられ、前者には現在の暫定決定のアプローチを適用し、後者は、契約期間にわたって固定されたキャッシュ・アウトフローを、リース費用として每期定額処理し（利息と償却費とを分けない）、使用権資産とリース債務をリース期間にわたって常に同額となるように減らす会計処理を行う。なお、利息を認識しない

観点から、場合によっては、そこでの資産及び負債を割引前の金額で扱うことも可能と考える。

上記のASBJの意見及び提案に関してIASBからは、以下のような意見が述べられた。

- 借手の債務を適切に貸借対照表に表示することや、借手と貸手の会計処理モデルの整合性が重要であるということは同感である。
- 定額の費用処理について、リースは未履行契約であることを根拠としているが、プロジェクトのかなり早い段階でリースは未履行契約ではないという決定をしている。仮にリースが未履行契約であるとした場合、リースは他の未履行契約とは違って資産・負債を認識する程重要な取引であるということについて、多くの関係者の賛同を得るのは難しいと考えられる。また、他のリース以外の未履行契約の資産・負債認識を要求されるのではないかと懸念する関係者がいるかもしれない。
- リース取引により発生した資産・負債だけを割り引かないという処理は、他の資産・負債の測定原則との整合性を考えると困難と考えられる。
- 提案されているアプローチでは常に定額の費用計上となるが、リース料の支払いパターンが不均等な場合にも定額の費用計上パターンを計上することに懸念がある。

これに対してASBJからは、以下のような意見が述べられた。

- リース契約はリース開始時に履行済みであるとする、現行の暫定決定のようなアプローチ以外は概念的に説明が難しい。また、未履行契約を資産・負債認識してこなかった理由は必ずしも明らかでなく、会計慣行と考えられる。サービスまで含む未履行契約全体の論点は将来的な課題であろうが、未履行か否かにかかわらず、リースの定義を満たす取引については、利用者のニーズと原資産の引

渡しによる貸手の部分的な履行を捉え、資産・負債を認識する考えも成り立ち得ると考えられる。

- 不均等な場合にも定額の費用計上パターンを計上することに対する懸念は理解できるが、極端な取引までを想定しすぎること、会計処理を過度に複雑にすべきではない。期間にわたるキャッシュ・アウトフローが固定されており、資産を使用する期間と代金を支払う期間が同一であることが多いという一般的なリースの特徴を捉えて、定額の費用処理パターンを説明することも可能ではないかと考えている。

5. 金融商品：減損

IASB 及び FASB（以下「両審議会」という。）は、コンバージェンスに向けた取組みの一環として、新たな減損モデルの開発に共同で取り組んでいる。具体的には、減損モデルの対象となる金融資産（例えば、貸出金）を3つのバケットに分ける方法を検討しており、2012年3月までに、バケット間の移転をどのタイミングで識別するか、信用の質が悪い状態で取得した貸出金に対してどのように同モデルを適用するか等について検討が進められている。

これまでの審議において、両審議会は、貸出金の信用度の悪化の一般的なパターンを反映させるという原則の下、すべての貸出金を当初バケット1に区分した上で、その後の信用状態の悪化に伴ってバケット2又は3に移転させることを暫定決定している。また、信用の質が悪い状態で取得した貸出金について、取得時にバケット2又は3に区分することが暫定決定されている。今回の会議では、2012年2月までの両審議会における審議をベースとして、ASBJ

側からの問題提起に対して IASB 側が応じる形で意見交換が行われた。主な内容は、次のとおりである。

(1) バケット1からバケット2への移転時期について

両審議会は、2011年12月の会議において、次の2つの要件を満たした時、バケット1に区分されている貸出金をバケット2又は3に移転させる旨を暫定決定している。

- (a) 当初認識以降、信用状態に重要とはいえない程度を超えた悪化 (more than insignificant deterioration in credit quality) があること
- (b) 債務不履行の可能性について、全部又は一部の契約キャッシュ・フローが回収できないことが、最低限、合理的な程度あり得る (reasonably possible) こと

上記について、ASBJ 側から、次のような指摘がされた。

- 上記2つの要件によって移転のタイミングを決める方法は、両審議会による減損損失の認識に関する一般原則の考え方と整合するものと考えられる。また、実務上、貸出金の信用状態に関する追跡への負担 (tracking issues) を緩和することに一定程度資すると考えられる。
- 実務への適用を勘案すると、要件(a)の適用に当たって企業のビジネスモデル²が考慮されること、要件(b)の適用に当たって各国における金融監督上の要求が会計基準の要求と矛盾したものでない限り、金融監督上の要求に立脚したリスク管理方法を踏まえることが、実務上有用と考えられる。
- 要件(a)について、企業によって異なった解釈

2 例えば、信用格付けの高い債務者に対して低金利で貸出を行うビジネスモデルと信用格付けが低い債務者に対して高金利で貸出を行うビジネスモデルの違い。

がされる可能性があるが、要件を細かくしすぎると、会計基準への準拠と金融監督の要求への準拠とで2つの減損損失額の算定をしなければならない可能性がある。このため、要件の詳細さの程度について、適度なバランスを維持することが望まれる。

これに対して、IASB 側からは、次のような反応が示された。

- 基準上、ビジネスモデルや金融監督上の要求と整合させようとする点を強調しすぎると、財務報告の比較可能性が失われる可能性があるのではないか。
- ビジネスモデルとの関係については、暫定決定されているアプローチでは、顧客に要求する利息と減損損失の認識の関係が明確にされていない。このため、代わりに、残存期間を通じた損失の計上を要求している。
- 要件(a)よりも要件(b)について、異なった解釈がされる可能性があるかもしれない。ある程度、適用上の相違が生じることは避けられないだろうが、比較可能性確保のために、可能な限り適用上の差異を小さくすべきと考えている。また、基準適用後、規制当局との協議等を通じて得られた経験に基づき、何らかの措置を講じることが可能かもしれない。

(2) 信用の質が悪い状態で購入により取得した貸出金に対する適用について

両審議会は、2012年2月の会議において、信用の質が悪い状態で購入により取得した貸出金について、取得時にバケット2又は3に区分する旨を暫定決定している。他方、当該会計処理の対象として想定している貸出金の範囲、事後的に信用の質の予想が改善した場合にバケッ

ト1への移転を行うべきかについて、両審議会の暫定決定は異なっている³。

上記について、ASBJ 側から、両審議会の暫定決定について長所・短所の比較を示した上で、次のような指摘がされた。

- 信用の質が悪い状態で購入により取得した貸出金の範囲と、当該貸出金について事後的に信用の質の予想が改善した場合にバケット1への移転をさせるべきかは、相互に関係する。
- IASB の見解によると、信用状態が悪いが、債権額が担保で保全されているためにディープ・ディスカウントで取得されていない貸出金が取得時にバケット1に区分され、事後的にもバケット2又は3に区分されないことになり得る。

これに対して、IASB 側からは、次のような反応が示された。

- FASB の暫定決定は、3バケットモデルにおけるバケット2又は3への区分の考え方とより整合的である。
- IASB は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」におけるディープ・ディスカウントで取得した貸出金の取扱いが実務で機能していると考えていることから、現行基準と整合的な方法を提案している。

6. 金融商品：マクロヘッジ会計

IASB は、新たなマクロヘッジ会計の開発に取り組んでいる。現在のところ、IASB は、Net valuation アプローチを軸に検討を進めている。同アプローチは、Net position を構成するすべての金融資産・負債を、実際にヘッジされているかどうかにかかわらず、金利リスクに

3 IASB は、現行のIAS 第39号の定めと類似した範囲（ディープ・ディスカウントで取得したもの）を維持するアプローチを検討している。他方、FASB は、新規組成以降に重要でないとはいえない程度の信用の質の悪化があり、少なくとも契約キャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが合理的に起こり得る資産を対象とするアプローチを検討している。

関して公正価値評価した上で、ヘッジ手段であるデリバティブ（分類・測定の属性はFVTPL）の公正価値変動との間のオフセティングの状況を純損益で表示するとの考え方である。

ASBJ側からは、IASBにおける議論の方向性に対して、Net valuationアプローチは非常に透明性の高いアプローチではあるものの、ヘッジの意図がない場合には、貸出や預金は償却原価で測定されるという現行の会計モデルと矛盾することになり、「金利リスクに限定した公正価値」という新たな測定区分を設けることに近いと指摘した（問題点）。これに加え、ASBJ側は、ユーザーのニーズに対しては開示の強化で対応すべき（提案1）、あるいは、Net open positionの一部分しかヘッジしないというビジネスの現状を踏まえ、部分ヘッジの扱いを認めるべき（提案2）という提案を行った。

これに対し、IASB側は、ASBJ側が指摘するNet valuationアプローチの問題点を十分に理解するとともに、提案1、2を今後の審議に活かしていくこととなった。両者の意見交換の詳細は以下のとおりである。

(1) ASBJが指摘するNet valuationアプローチの問題点について

- ASBJの分析では、Net valuationアプローチの下では、企業が晒されている（金利）リスクのすべてが財務諸表に反映されるため、透明性が非常に高いと指摘されている。これは正にIASBが求めていることである。これにもかかわらず、何故この方向で開発を進めることに問題があるのか。（IASB）
- ASBJの分析では、IASBモデルで開発を進めた場合、新たな会計上のミスマッチが生ずるとの指摘があるが、これはどのような趣旨か。会計上のミスマッチは、資産の測定がFVTPLで行われる一方、負債の測定が償却原価で行われるような場合に発生する。Net

valuationアプローチでは、すべての金融資産・負債について同じ評価手法が採用されるのであるから、測定の属性が異なることに起因する問題はないのではないか。（IASB）

- ビジネスの目的は、Net open positionの全部ではなく、一部分だけをヘッジすることにある場合がある。この場合、Net open positionのすべてを金利リスクに関する公正価値評価の対象にすることは、ビジネス目的を反映していないと考えられる。（ASBJ）
- Net open positionの（再）測定の結果、ヘッジしないことを決めたのなら、それが経営判断なのであり、その結果を純損益で表示することが一番透明性が高いのではないか。会計上のミスマッチの問題はないのではないか。（IASB）
- もしNet open positionに対してヘッジを全く実施しなかったならば、IFRS第9号の原則の下では、同positionは公正価値で評価されることはない。しかし、Net open positionのすべてをヘッジする意図はないのに、僅かな額のスワップを用いて部分的なヘッジを行った上でヘッジ会計を適用すると、Net valuationアプローチの下では、金利リスクに起因する公正価値の変動のすべてが純損益で認識されることとなり、おかしいという趣旨と考えられる。（IASB）
- Net valuationアプローチは、分類・測定の枠組みで議論するのであれば分かるが、マクロヘッジ会計の中で議論すべき課題ではないのではないか。（ASBJ）
- ASBJが指摘する問題点は、よく理解できた。（IASB）

(2) 提案1、2について

- ポートフォリオを対象とするマクロヘッジ会計においてNet valuationアプローチの難しさは、ヘッジ対象とされる部分とそうでない

部分をどのように峻別するかにある。ASBJ 提案の中では提案2を支持するが、ヘッジ指
定上の恣意性を排除する上では、文書化
(documentation) 要件などが非常に重要と
なろう。マクロヘッジにおいては、ヘッジ手
段に焦点を当てて要件を定めるのが妥当であ
る。(IASB)

- 提案1、2とも支持する (IASB 理事)。償却
原価で測定されている貸出・預金が、僅かな
額のスワップを用いてヘッジを行ってヘッジ
会計を適用した場合、すべての貸出・預金の
測定属性がFVTPLに変化してしまう点は理
解できる。Net open positionのすべてがヘッ
ジ対象 positionに含まれることがないような
方策について、検討する方針である。しか
し、現在のIAS第39号は、実際のリスク管
理とは関係なく、非有効を解消すべくヘッジ
対象を恣意的に選択することができるため、
透明でない。また、ユーザーは、ヘッジされ
ているリスクだけでなく、ヘッジされていな
いリスクにも関心がある。ASBJは、(非)
有効についてどのように考えるか。(IASB)
- ヘッジ手段がヘッジ対象を下回っていれば、
非有効はないものとみなしてよいと考える。
なお、Net valuationアプローチの下での
Bottom layerアプローチの採用を検討すべ
きと考えるが、非常に難しい課題であるのも
事実である。(ASBJ)
- 数年前に当該案件に関わったが、非有効の計
測が非常に重要との考え方であった。
(IASB)
- 部分ヘッジも含めて Net valuation アプ
ローチを検討すべきという ASBJ の考え方は、
IASB の考え方と基本的に整合的である。こ
のアプローチは、ワークすると考えるか。

(IASB)

- 提案内容の実現方法に関しては、今後の検討
課題として考えたい。困難な課題とは認識し
ているが、今後の課題として引き続き検討し
ていきたい。(ASBJ)

最後に ASBJ から、今後、日本の関係者に
対するアウトリーチ等の機会を通じて、本件に
ついて議論を深めていきたい旨が伝えられた。

7. 収益認識

冒頭、ASBJより3月に改訂公開草案に対す
るコメントレター⁴をIASBに提出したが、こ
の作成に当たっては、これまでのようなASBJ
の委員会、専門委員会での議論に加え、収益認
識基準が幅広い関係者に影響をもたらすことか
ら、ASBJとして国内関係者に改訂公開草案に
対する意見募集を行い、その内容もASBJの
コメントレターに反映されていることが説明さ
れた。

今回の共同会議では、ASBJとしても、日本
の関係者の中でも問題が大きいと考えている改
訂公開草案の質問1「一定期間にわたり充足さ
れる履行義務の要件」及び、質問5「中間財務
報告における開示」(年度開示も含む)につい
て集中的に議論を行った。

(1) 「一定期間にわたり充足される履行義務の 要件」

ASBJよりコメントレターにおいては、「一
定期間にわたり充足される履行義務の要件」に
関して、次の3つの論点を重要なものとして取
り上げていることを伝えた。ASBJの各論点に
おける主張は次のとおりである。

- 第35項(a)の要件について

本要件の適用に当たり参照される第37項

4 全文(日本語訳)は、特別企画「ASBJからの海外に向けた意見発信」の「IASB改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に対するコメント(原文)」(87頁)を参照ください。

は一時点で充足される履行義務に関する移転時期の判断指標として設定されたものであるため、企業の履行につれて顧客に支配が移転するという点に当てはめる場合の判断が難しくなっている。第35項(a)の実務上の適用が容易になるように、適用において参照される各条項の解釈を明確にすることが望ましい。

● 第35項(b)の要件について

本要件は、顧客の仕掛品に対する支配が明確でない場合等に一定の期間にわたり充足される履行義務の判断において適用される要件として開発されたものとされる。しかしながら、現状では、短期的に製造される他に転用ができない財の販売や輸送サービスなどのケースでは、顧客への支配の移転が適切に描写されないものとなっている可能性があり、改善が必要と考える。

● 第35項(b)(iii)の要件について

本要件について内容を整理することが望ましいと考えている。提案では、当該要件を満たす条件として「現在までに移転した財又はサービスの販売価格に近似する支払（例えば、企業のコストに合理的な利益マージンを加えた額の回収）を含む」補償が求められているが、この要件を満たすかどうかの判断が困難であることがあるため、企業が取引の実態に応じて要件を満たすかどうかの判断ができるように、マージンに関する詳細な説明を除いてはどうかと考える。

IASBからは、ASBJのコメントレーターが良く考え抜かれた内容であり、非常に参考になる旨のコメントがあった。上記のASBJが提示した論点に対しては、IASBから次のような回答があった。

● 第35項(a)の要件について

この要件は、収益の認識パターンを考慮する上で最も重要である。多くの人は、これを

大筋では評価しているが、一方で判断を行う上でのより具体的なガイダンスを求めている。このことは第35項全体の印象の問題でもあると考えており、第35項は非常に複雑にみえてしまっている。つまり、原則とルールが合わさっているようにみえている。そこで、関係者はこれをより明確に、具体的にすることを求めている。

ASBJのこの要件に関する分析は非常に的を射しており、ASBJが指摘するとおり元々第37項は第35項を判断するために設定されたわけではないので、建設工事契約や純粋なサービス契約に対しては、第35項(a)のみでは支配がどこにあるのかを判断することは難しいだろうと考え、追加的に第35項(b)の要件を開発した。ASBJの指摘するように第35項(a)は全体的な原則とも強く関連しており、第35項(a)とうまく連動するよう第37項を見直すべきであるという意見は、他の関係者からも聞いている。

● 第35項(b)の要件について

本要件には関係者から多くのコメントが寄せられていた。彼らは、本要件が収益認識の原則とどのように関係しているのか、IASBは何を意図しているのか基準からはよく分からず、結論の根拠(BC)を頼りにしていた。

ASBJの指摘する短期的に製造される財の販売に関する懸念については、他からはあまり聞いたことがない。短期的な製品の製造は理論的には製造に従って収益を認識することになるとしても、実務的には完成後の一時点で収益を計上した場合と結果的に変わりがないのではないか。

● 第35項(b)(iii)の要件について

第35項(b)(iii)の企業の有する現在までに完了した履行義務に対する支払を受ける権利については、要件の中ではおそらく最も多くの疑問が寄せられたものだと思う。特に顧客が

契約を破棄した場合に、企業には支払を受けるとの権利があるのかという点が問題となっている。ASBJ の提案はこの点を簡素化するのに役立つ可能性があり、検討したい。

上記コメントに対し ASBJ からは、日本の関係者の多くが第 35 項(a)は原則に強い関連性のある要件であり維持すべきであると考えていることが述べられ、第 35 項(b)に関して短期間に製造される財については、製造完了から販売時点までの時間に隔たりがある場合も考えられ、その意味では上記の IASB のコメントのように製造完了時点ではなく、その製品が顧客に引き渡される時点で支配が移転されるとも考えられることから、その時点で収益を認識すべきであるとの認識が示された。

また、ASBJ から、IASB の今後の方向性としては、日本の関係者が望むように第 35 項(a)を維持しつつ、これを明確化することを考えているのかどうかとの質問がされた。これに対し IASB からは、次のようなコメントがあった。

- 現時点ではコメントレーターなど、関係者からのフィードバックの分析が終了しておらず、まだそれを判断するのは時期尚早であると考えているが、改善によって生じる意図しない影響とのバランスを考慮していかなければならない。第 35 項に対する関係者からのコメ

ントは、内容を理解できるように明確化を求めるといった内容が多く、この点に留意して、ボードの意図が即座に読み取れるよう考えていく必要がある。

(2) 開示について

ASBJ からは、中間開示に関する改訂公開草案での提案については同意できず、現行の IAS 第 34 号「中間財務報告」の原則どおり、年度末からの重要な変化のみを開示することで十分であるという意見を表明し、コメントを寄せた日本の関係者もこの点に同意していることを伝えた。年度の開示については、ASBJ としてのポジションは示していないが、作成者からは開示に伴う負担についての強い反対意見が寄せられていることを伝えた。

これに対し IASB 側から、開示は作成者にとって最大の懸念点であることはよく承知しており、この点については慎重に検討を行っていくこと、また、作成者と利用者を一堂に会したワークショップを開催し、お互いの意見を直接交わす機会を提供する予定であることが述べられた。

8. 次回の予定

2012 年下期にロンドンで開催する予定である。